競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域和商(株) 北海道札幌市西区発寒15条13-1-45

令和4年6月23日~令和4年8月22日(2ヶ月)

地域1 (北海道支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である和商(株)は、建設業法第27条の23第1項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有していないことにより、同法施行令に定める建設工事を請け負うことができないにもかかわらず、公共工事の入札に参加し、請負契約を締結したことが、同法第28条第1項第2号に該当するものとして、令和4年4月28日に北海道知事から指示処分を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| (建設業法違反行為) | |
| 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。 | 発生地域について当該認 定をした日から1月以上 9月以内 |

○問い合わせ: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上